介護老人保健施設セントラルケアホーム重要事項説明書

（令和　8　年　6　月　1　日現在）

1．施設の概要

（1）施設の名称等

・施設名　　老人保健施設セントラルケアホーム
・開設年月日　　平成 9 年 6 月 5 日
・所在地　　今治市松本町 2 丁目 6−6
・電話番号　　0898−34−0088　　・ファックス番号 0898−34−0077
・管理者名　　毛利　敏朗
・介護保険指定番号　　介護予防通所リハビリテーション（3857780351 号）
・営業日　月曜日～土曜日　但し、国民の祝日　12 月 31 日～1 月 3 日を除く。
・営業時間　午前 9：00～午後 7：00

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設セントラルケアホームの運営方針］

「当施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち介護保険居宅サービスに努めるものとします。」

（3）施設の職員体制

	常　勤	非常勤	夜　間	業務内容
・医　　師	1(兼務)			医学的管理
・看護職員				
・薬剤師				
・介護職員	4（兼務）			ケアプランに基づく日常的介護
・支援相談員				
・理学療法士				
・作業療法士	1（兼務）	1（兼務）		リハビリテーション
・言語聴覚士				
・栄養士				
・介護支援専門員				
・事務職員				
・その他				

（4）実施地域

通常の実施地域今治市（陸地部）

通常の実施地域外の交通費　・　通常の実施地域外の交通費負担は頂いておりません。

（5）入所定員等・定員　78 名（うち短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護含む）

・療養室　　個室　13 室・2 人室　5 室・3 人室　1 室・4 人室　11 室

（6）通所定員　10 名　（通所リハビリテーション含む）

２．サービス内容

① 施設サービス計画の立案
② 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護計画の立案
③ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション計画の立案
④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
朝食　 8 時 00 分～
昼食　12 時 00 分～
夕食　18 時 00 分～
⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低２回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑥ 医学的管理・看護
⑦ 介護（退所時の支援も行います）
⑧ リハビリテーション
⑨ 相談援助サービス
⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑫ 理美容サービス
⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
⑭ 行政手続代行
⑮ その他
＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関
・名　称　今治セントラルクリニック
・住　所　今治市松本町２丁目 6－6
・協力歯科医療機関
・名　称　林歯科医院
・住　所　今治市旭町三丁目１番地 20

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・　施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
・　面会
・　外出・外泊
・　飲酒・喫煙　　原則として禁止します。
・　火気の取扱い　原則として禁止します。
・　設備・備品の利用　ご相談下さい。
・　所持品・備品等の持ち込み最小限度にして下さい。
・　金銭・貴重品の管理は当施設ではできませんのでご家族等でお願いします。
・　外泊時等の施設外での受診はできませんのでご連絡下さい。
・　宗教活動は禁止します。
・　ペットの持ち込みは禁止します。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器
・防災訓練　　年２回

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話 0898－34－0088）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

８．その他運営に関する重要事項について

（身体の拘束等）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等、緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（虐待防止に関する事項）

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下に上げる事項を実施します。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
（２）虐待防止のための指針を整備する。
（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（業務継続計画の策定等）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。

施設医師の医学的な判断により、専門的な医学的な対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、他の専門的機関での診療を依頼します。

（衛生管理）

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲水に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備します。

(身体の拘束等)

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(事故発生の防止及び発生時対応)

１　当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行います。 施設医師の医学的な判断により、専門的な医学的な対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は、他の専門的機関での診療を依頼します。

２　前２項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。